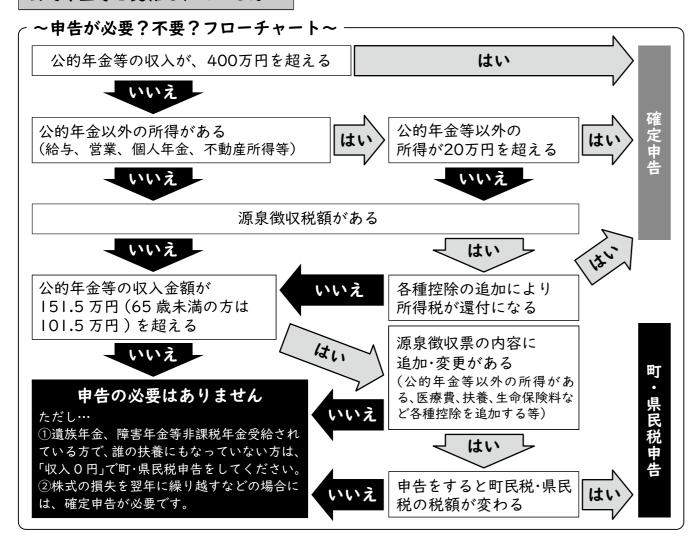
公的年金等を受給されている方へ



■町・県民税の申告について

所得税の確定申告をする場合は、町・県民税の申告は不要です。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送による提出のご協力をお願いします。

町・県民税の申告書は、坂町ホームページに掲載します。

また、役場税務住民課(☎820-1503)へご連絡いただければご自宅へ郵送します。

- ① 役場から申告案内の手紙が届いている方は、書類一式
- ② 個人番号カードまたは通知カードと写真付きの身分証明書等の身元確認書類
- ③ 各所得(収入)の分かるもの(源泉徴収票など)
- ④ 不動産・営業等収入のある方は、収支内訳書(必ず事前に作成し、お持ちください。)
- ⑤ 社会保険料、国民年金保険料、生命保険、地震保険などの控除証明書など
- ⑥ 令和4年 | 月 | 日から令和4年 | 2月3| 日までに支払済の医療費の明細書

| 必ず事前に医療費の合計額や保険で補てんされる金額を計算し、お持ちください。 | 領収書を提出していただく必要はありません。ご自宅で5年間保存してください。 |

- ⑦ 寄附金控除を受ける方は、領収書。または「寄附金控除に関する証明書」(ふるさと納税の方のみ)
- ⑧ 身体障害者手帳等(お持ちの方)
- ⑨ 学生等の方は、身分証明書または在学の確認ができるもの
- ⑩ ご本人名義の通帳(確定申告で還付がある場合)

注意事項

- 前年中の収入がない方も、その旨を申告しなければならない場合があります。
- 令和5年 | 月 | 日現在で坂町に住民票がない方は、坂町(海田税務署)で申告を受け付けることができません。上記時点でのお住まいの自治体や税務署で申告をしてください。

令和5年度(令和4年分)所得税の確定申告及び町・県民税の申告について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、お住まいの地区ごとに申告の受付日を指定させていただきます。皆様のご理解とご協力をお願いします。また、郵送及び電子申告(e-Tax)による提出にご協力をお願いします。

マイナンバーカードの 申請及びマイナポイン トのサポート窓口を開 設します! ぜひご利用ください。



坂町での申告受付

<i>,</i> ,,,	COLUZI			
	日 時		地 区	会場
2月	7日(火)	9時~	小屋浦一丁目・二丁目・水尻・亀石	小屋浦ふれあい
	8日(水)		小屋浦三丁目・四丁目	センター
	9日(木)		小屋浦地区全体・ 水尻・亀石	3階大会議室
	13日(月)	9時~ 17時	植田	坂町役場 2階 研修室
	14日(火)		横浜三部	
	15日(水)		横浜二部	
	16日(木)		横浜一部・鯛尾	
	17日(金)		横浜地区全体	
	20日(月)		刎条	
	21日(火)		中村・西側	
	22日(水)		上条	
	24日(金)		森浜	
	27日(月)		平成ヶ浜	
	28日(火)		浜宮	
3月	日(水)		浜宮	
	2日(木)		北新地	
	3日(金)・6日(月)		坂地区全体	
	7日(火)~15日(水) (土日を除く)		町内全地区	

- ※土曜開庁窓口では受付を行っていません。ご注意ください。
- ※坂町役場での確定申告の相談受付は、住民サービスの観点から広島国税局長の許可を得て 実施しているものです。会場には税務署の職員は不在のため、国税に関する特殊な事例に ついての質問、相談はお受けできませんのでご了承ください。

混雑ランプをご利用ください

確定申告及び町・県民税の申告会場の混雑状況を坂町ホームページへ掲載します。また、QRコードからも利用できます。「青(空き)」、「黄(やや混み)」、「赤(混み)」の三段階でお知らせしますので、申告会場にお出かけの際にご利用ください。



■税務署での確定申告の受付

LINEから、事前発行もできます。→

問合せ 所得税の確定申告に関する問合せ 海田税務署 ☎823-2131 町・県民税の申告に関する問合せ 役場税務住民課 ☎820-1503

令和5年2月1日 広報さか 第798号

令和5年2月1日 広報さか 第798号